

質疑回答（1月15日受付分）

件名：仮想化基盤一式リース

質疑 1	回答 1
<ul style="list-style-type: none">・納入期限について 本件につきましては、予め貴市において機器納入業者を選定されておりますので、落札業者（リース会社）の責に起因せず、賃貸借物品の納品・設置調整がお客様ご指定の納入期限までに間に合わなかった場合、落札業者（リース会社）はその責任を問われないとの認識でよろしいでしょうか。	<p>お見込みのとおりです。 ただし、本件は本市・納入業者・リース業者との3者契約を締結するため、納入に関する責任は納入業者にあると考えております。</p>
<ul style="list-style-type: none">・動産総合保険について ハードウェアに付保する保険は、経過期間に応じて保険額が低減する一般的な動産総合保険でよろしいでしょうか。	<p>お見込みのとおりです。</p>